印旛沼 改良区だより

発　行　所
〒285-0011 千葉県佐倉市山崎 143
水土里ネット印旛沼
印旛沼土地改良区
編集人　磯　正一
TEL 043 (484) 1155
FAX 043 (485) 3335
URL:http://www.inbanuma-lid.jp
E-mail:inba@inbanuma-lid.jp
印　刷　所
茨城県龍ケ崎市
倉沢印刷㈱

印旛新川と阿宗橋のほとり 田園地帯を眺めて

理事長あいさつ

新緑の候、組合員の皆様には本土地改良区の運営に際し多大なるご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

ここ数年、新型コロナウイルス感染予防措置により様々な行動制限が求められてきたところでありますが、ここにきて少し落ち着きを取り戻し、マスク着用措置が解消される等、少しずつ平常な生活に戻りつつあると思います。

まだまだ、安心できる状況ではないものではありますが、新型コロナウイルスについては関連情報を注視しつつ健康管理には十分気を付け役職員一同、業務運営にあたっていきたいと考えております。

さて、はじめに、国営印旛沼二期事業の施行状況でありますが、平成22年に着手されてから足掛け13年が経過し、事業費ベースで約90％の進捗率となるなど最終段階を迎えております。

この間、白山甚兵衛機場をはじめ主要6機場の内4機場が供用開始となっており、残すところ埜原機場、一本松機場の完成を待たれるところであります。

この機場についても、いち早く供用開始され、関係受益地に安定した用水供給が出来ますよう国営印旛沼二期事業所にはあらためてお願いするところであります。

また、今後、この事業完了に向けましては、軟弱地盤対策や外来植物等除塵対策、他関係対策工事等により総事業費が増嵩したことに伴う事業計画変更手続が必要とされております。

この手続きには組合員の同意が必要とされることから、今後予定する地元説明会で概要説明を行い、組合員皆様のご理解をいただいたうえで同意徴収手続きに入りたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

次に、支区維持管理事業において最大の懸案事項となります電気料金の高騰対策でございます。

令和4年度においては、管理施設の電気料金が例年の1.7倍になる等、支区運営にとっては非常に厳しい財政状況にあり、なかでも一部の支区における危機的状況に陥っております。

このことにつきまして、本区としましては、県において創設された「農業水利施設物価高騰対策支援事業」の補助事業及び市町補助事業の活用と併せ、緊急的に本区積立金を支区会計に充当する財政支援を行いました。

しかしながら、今後、電気料金の高騰がいつまで続くのかまったくの不透明な状況であります。

本区としましては、引き続き、令和5年度以降においても、先に述べた補助事業を活用しつつ、継続可能で計画的な財政支援策を検討し、農家組合員の負担軽減を図るための対策に取り組み、安定した維持管理事業を実施しなければならないと考えます。

ここで組合員の皆様にお願いがあります。

今現在、組合員の皆様におきましては代掻き、田植え等忙しい毎日を送っていると思われます。

なかでも、支区、管理区役員に就任されている組合員の皆様は、常日頃より機場の運転管理や用排水路の維持管理おいて大変なご苦労をしていることは十分理解しております。

しかしながら、電気料金の高騰という問題に直面した現在、今一度、機場の運転管理や施設使用のあり方を見つめ直す必要があると思います。

特に用水に関しては、それぞれの支区や管理区において、慣習や約束事があると思われますが、これまでの先入観や固定概念、既成概念を手放す考え方をして、支区役員、組合員とともに、少しでも節水、節電に繋がるような工夫、取り組み、対策の検討をお願いしたいと思います。

水利用は、自然相手で天候に左右されるなど難しい面も多々あると思いますが、何卒ご協力をお願いいたします。

この他、近年頻発するゲリラ豪雨、線状降水帯等の集中豪雨に備えた組織体制の再確認と安全で適切な施設管理、土地改良施設の老朽化対策、耕作放棄地問題や後継者問題を打開するための農地中間管理機構関連農地整備事業を始めとする農地整備事業の推進、外来植物や不法投棄等の環境問題の取り組み等、改良区が果たす役割は重要であり、その対応すべき業務は山積しております。

これらの課題の対策や事業推進等については、今後、益々難しい状況が続くと思われますが、組合員皆様の期待に応え、農業地域を守る代表的組織である改良区の責任を果たすべく、役職員一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

組合員皆様には、これまで同様、忌憚のないご意見、ご指導を賜れれば幸いでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりますが、皆様の益々のご健勝とご多幸と併せ、今年も万事順調に実りの秋を迎えられますことをご祈念申し上げまして、私の挨拶といたします。

印旛沼土地改良区

理事長　長谷川　邦彦

令和5年3月 通常総代会開催

支区電気料高騰対策に財政調整積立資産を繰入措置 新年度予算案ほか全議案可決決定

理事長
長谷川邦彦

副理事長
竹内　誠

令和5年3月29日、通常総代会が本区会議室において開催されました。総代現員数61名より58名（内、書面議決書提出7名）の出席を得て、午前9時に開会しました。

来賓に、国営二期事業所長、印旛農業事務所長、水資源機構千葉用水総合管理所長が臨席され、事業の進捗状況ほか含めご挨拶を頂きました。

議長には印西市選出の富井康夫総代が選出され、監査細則及び賦課徴収細則の一部改正、令和5年度一般会計予算案等全11議案が上程され、慎重審議の結果、全案可決決定されました。

＜通常総代会提出議案＞

第1号　監査細則の一部改正について
第2号　賦課徴収細則の一部改正について
第3号　令和4年度 一般会計補正予算案について
第4号　令和5年度 賦課金の賦課徴収の時期及び方法について
第5号　令和5年度 総代・役員・委員等の報酬及び費用弁償等について
第6号　令和5年度 一般会計収支予算案について
第7号　令和5年度 農林漁業資金の借入について
第8号　組合費及び負担金、分担金、加入金等の随時賦課徴収について
第9号　金銭の運用方法及び預け入れ金融機関について
第10号　一時借入について
第11号　事業資金の借入について

千葉県土地改良事業団体連合会 土地改良功労者表彰

千葉県土地改良事業団体連合会第66回通常総会（令和5年3月20日開催）において、**竹内誠副理事長**が【令和4年度土地改良功労者表彰】を受賞されました。

＊功績
　昭和60年から現在に至り、印旛沼土地改良区の総代、監事、理事、副理事長に就任され、永きに亘り土地改良事業の推進と発展に貢献される。

電気料金高騰による節水・節電のお願い

令和４年度における実績は、燃料調整費単価の高騰に伴い実績値約135百万円（令和３年度実績と比較し約1.6倍）となり、これまでの最高額となりましたが、各行政機関より補助をいただき、各支区の負担を軽減することができました。

令和５年度当初予算では、電力会社の電気料金見直しにより更に高騰すると予測し、約188百万円を計上しています。

これは、維持管理賦課金の実に約75％を電気料金が占めることとなり、ほとんどの支区で支区運営自体が危機的な状況になっていると言わざるを得ません。

今後の支区運営について検討して頂くことは必然でありますが、令和５年度のかんがい用水においては、これまで以上に各支区で節水を行って頂き、揚水機場の稼働をより少なくし節電を徹底していただくようお願い申し上げます。

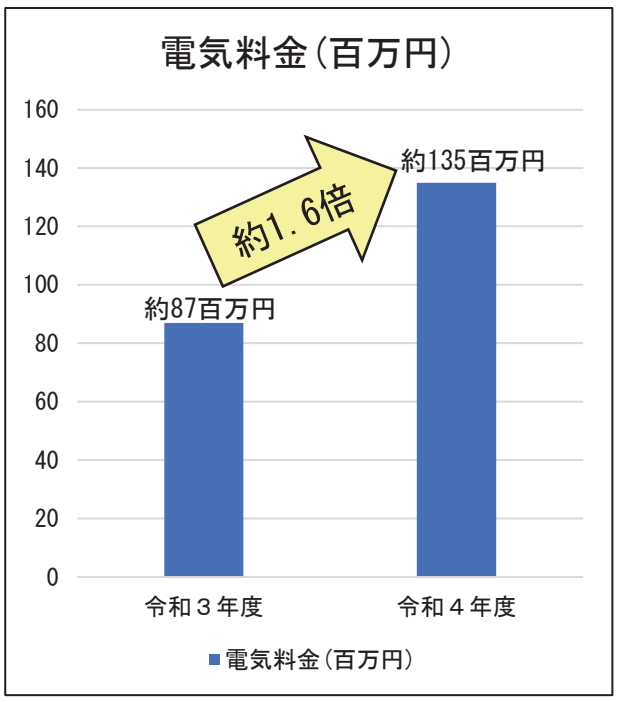

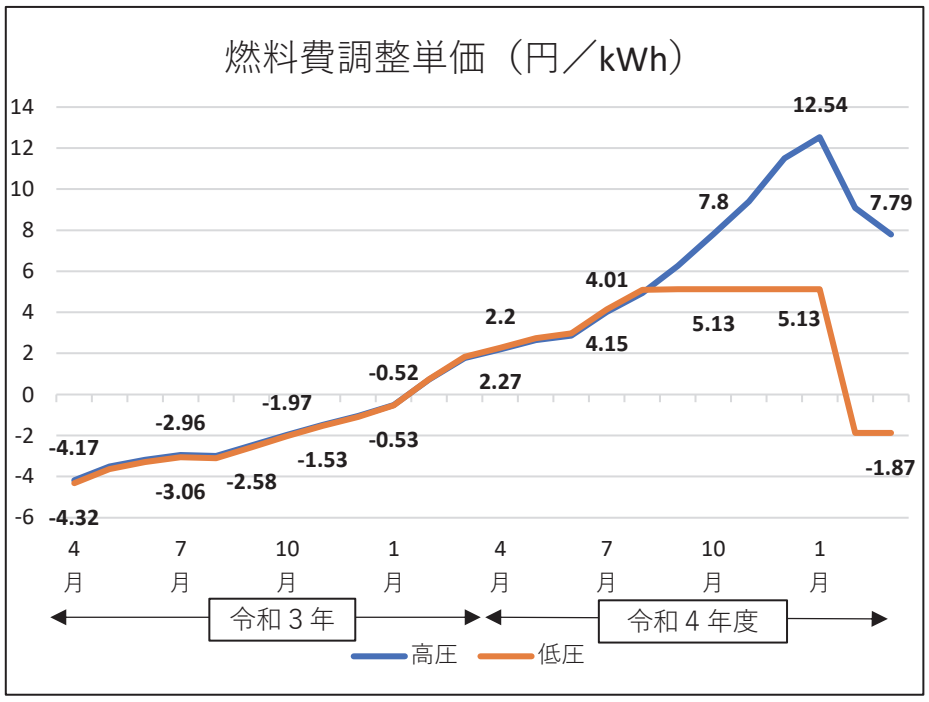

お願い

電気料金が高騰しています！
こまめにブレーカーを落とすなど
節電にご協力お願いします！！

印旛沼土地改良区

節電の呼びかけとして、各機場に貼付けを行います。

関東農政局
印旛沼二期農業水利事業所
所長　渡邊　史郎

４月の人事異動により、田中所長の後任としてまいりました渡邊でございます。当地を含めた関東農政局管内での勤務は初めてでございますが、私の立場では、本事業の受益地である印西市に居を構える「住民」であります。都市の利便さと豊かな田園環境に恵まれた当地域の魅力に惹かれて移り住んで、はや15年になりました。今回、図らずも、強い愛着を持つ「我が地元」の事業に直接携わって仕事ができることを大変うれしく思っているところでございます。

印旛沼土地改良区組合員の皆様には、日頃より、私ども印旛沼二期農業水利事業所の運営と事業推進に当たり格別のご理解とご支援を頂いておりますこと、厚く御礼申し上げます。また、用排水施設の維持管理に加えて、地域の農業・農村の発展に向けて、水田のほ場整備の推進や21世紀土地改良区創造運動にも積極的に取り組まれておられることに対しましても、改めて敬意を表させていただきます。

この紙面をお借りして、当事業の状況につきまして報告させていただきます。本事業は、印旛沼周辺地域の農業用水の安定供給や排水不良の改善を目的として、老朽化した用排水機場や水路等の整備を行うとともに、水田から低地排水路に戻ってくる水を有効活用した「循環かんがい」の強化や環境保全型農業の推進により、印旛沼の水質保全にも寄与する事業として平成22年に着工しました。これまでに６つの機場のうち４つの供用を開始して、白山甚兵衛、宗吾北、宗吾西、吉高各地区に配水を行っています。残る埜原地区、一本松地区についても工事の進捗をはかって参りたいと考えております。

他方で、想定を上回る軟弱地盤の工事に追加的な対策が必要になったことや、特定外来生物であるナガエツルノゲイトウ対策として除塵機設置を追加することなどによって事業費が増額したため、現在、事業計画の見直し作業を行っているところであり、今後、令和６年には変更計画の同意徴集手続きをお願いする予定でございます。組合員の皆様には必要性をご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

世界的な人口の増加に加えて、今般のロシアによるウクライナ侵攻等により、我が国の食料安全保障上のリスクが高まってきています。このような情勢を踏まえて、農林水産省においては、農政の根幹の法律である食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討を開始したところです。本年６月には、食料安全保障を一つの柱とした新たな農政の方向性がとりまとめられる予定です。本地区が日本の食料生産を支える優良農業地帯として将来にわたって引き継がれていくためにも、本事業は重要であると考えており、事業の完成に向けて全職員が一丸となって取り組んで行く所存です。

結びになりますが、長谷川理事長をはじめとする印旛沼土地改良区の皆様の本事業に対するご協力に改めて感謝申し上げるとともに、引き続き皆様のご支援を賜りますようお願い致しまして、新任のご挨拶と事業実施状況のご報告とさせて頂きます。

千葉県印旛農業事務所
所長　本宮　誠

この度、４月の人事異動で印旛農業事務所長に就任しました本宮でございます。

本事務所には、平成29年度以来、６年ぶりの勤務となります。

その頃から、いろいろと事業が推進していると思いますので、また、新たな気持ちで取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

印旛沼土地改良区組合員の皆様方には、日頃より印旛沼地域の農業農村整備事業の推進をはじめ、本県の農業振興へのご理解、また、新型コロナウイルス感染症における感染拡大防止のため、様々な活動自粛等へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

印旛沼土地改良区管内は、成田市、佐倉市等10市２町に跨る約６，０００ヘクタールの水田地帯が広がり、本県を代表する稲作地帯となっています。しかしながら、管内の農業を支える国営事業で整備された用排水施設が造成から50年以上経過し、老朽化により施設機能が低下し、その維持管理に多くの労力と経費がかかることから、平成22年度から「国営印旛沼二期農業水利事業」が着手され、関東農政局印旛沼二期農業水利事業所により施設の更新事業が鋭意進められているところです。

今回の事業で整備された機場は、県が管理を受託することになっておりますが、いずれも地域の用排水を担う重要な施設であることから、今後も皆様が安心して営農ができるよう適切な管理運営に努めて参ります。

なお、国営事業で整備された用排水の末端施設について、現在は埜原地区（印西市）と印旛沼Ⅲ期地区（成田市・佐倉市）の３地区で県営事業が実施中です。令和５年度は酒直南部地区（成田市・栄町）で、ほ場整備の事業採択に向け、法手続きを進めているところです。

さて、今般、新型コロナウイルスに伴う流通の停滞や世界情勢の急激な変動からエネルギーや肥料、飼料などの様々な物価高騰が農業経営に重い負担となっており、県としましても、負担軽減のための支援に取り組んでいるところです。

昨年度は国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を原資として、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料低減に向けた取り組みを２つ以上実施する農業者を対象に「肥料価格高騰対策」を、燃料価格高騰により電力料金が値上がりし、農業経営を迫していることから「土地改良区等における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援」を実施いたしました。

また、国内農業の取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、昨今の米価の低迷等厳しい状況にあり、当地域での営農継続や土地改良区の安定した運営への影響が懸念されています。

このような状況下において農林水産省は、地域の農地利用の将来像を描く「地域計画（人・農地プラン）」を策定するよう促しており、令和４年５月に法定化されております。具体的には、市町村が協議の場を設置し、地域の農家や農業委員会、農地中間管理機構、ＪＡ、土地改良区などが参画して、農地一筆毎の受け手を特定する「目標地図」を作り上げていくことになります。

当事務所では、職員が一丸となって地域の農業生産が維持発展するよう担い手への利用集積及び飼料用米や高収益作物の導入等を推進しており、既に印旛沼土地改良区の中で関心を示された支区では、地域計画の作成に向けたアンケート調査や図面の作成等に取り掛かっているところもあります。

農業農村整備の推進には、「地域計画（人・農地プラン）」の作成等による地域の将来を見据えた営農体制の強化も不可欠であることから、今後ともご協力をお願いいたします。

最後になりますが、印旛沼土地改良区の益々の御発展と組合員の皆様方のご健勝を祈念申し上げます。

独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所
所長　小栗　幸樹

陽春の候、印旛沼土地改良区組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、常日頃より水資源機構の事業運営並びに印旛沼開発施設の管理運営につきまして格段のご理解、ご協力を賜っておりますこと、あらためて御礼申し上げます。

この3年間我々を苦しめ続けた新型コロナウイルス感染症もようやく落ち着いてきたところです。これまで職員一同、事務所内外、公私共に、感染症対策を徹底し、印旛沼の水管理、洪水管理を滞らせることのないよう取り組んで参りましたが、一方で、各種イベントの自粛も含め、関係者の皆様との意見交換等を深める機会が減少してしまっていた3年間でもあったように感じます。今年の5月8日には感染症法上ではインフルエンザなどと同じ「5類」に移行するという契機もありますので、徐々にでも以前のように皆様との交流の機会が戻ってくることを期待するところです。

印旛沼開発事業は昭和44年3月に事業完了して以来、半世紀を越えて洪水被害の解消とともに、農業用水、水道用水並びに工業用水の水瓶として重要な役割を果たし、地域発展に大きく寄与してきたものと思っております。しかし、現在の印旛沼開発施設は昭和30年代の農業基準や降雨状況で計画されたものであるため、近年の多雨と少雨の極端化、年々激甚化する豪雨災害に対し、現有施設の能力でいかに対応していくかが重要となっています。また、都市化の進展により、降雨時の沼への流出形態も大きく変化しています。記憶に新しいところで、平成25年10月、令和元年10月の豪雨では、印旛沼の水位が計画高水位(Y.P.4.25m)付近まで上昇し、沼周辺地域での浸水被害にも繋がりました。

このような経過を踏まえ現在は、降雨前に予め沼水位を低下させる「予備排水」をルール化し試行運用しています。具体的には、平常時は常時満水位Y.P.2.3～2.5mで管理している沼水位を、予測総雨量が100㎜を超えた段階でY.P.2.1mまで低下、150㎜を超えたらY.P.2.0mまで低下させ、降雨後の流入水を受け入れる空き容量を確保するものです。令和2年度は3回、令和3年度は7回、令和4年度は2回の予備排水を実施することで、概ね洪水に的確に対応することができたと考えております。なお、予測総雨量が50㎜を下回った時点では予備排水を中止し沼水位の回復に努め、空振りによる利水への影響を回避することも念頭において実施しています。

全国的にも水害の激甚化・頻発化への対応として、河川管理者による従来の治水対策だけでは追いつかないことから、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方が導入されています。利根川下流域では国交省により設置された「利根川下流流域治水協議会」によって「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」が公表されており、印旛沼ではハード面での堤防整備や河道掘削等とともに、ソフト面での洪水ハザードマップの更新、災害が発生しやすい地域の立地適正化計画の検討なども進めていくこととされています。

また、印旛沼流域に特化して、千葉県が事務局の「印旛沼流域水循環健全化会議」による取り組みも展開されています。この健全化会議は、印旛沼の水質を改善し、流域の自然環境を再生していくため、平成13年に印旛沼の関係者である住民、学識者、水利用団体、行政等で構成する会議として設立したものですが、現在は『流域治水部会』を設け、河道整備等のみでなく、谷津・里山の保全活用、水田貯留、市街地での雨水貯留浸透対策等の印旛沼流域の特性を考慮した様々な流域治水対策が推進されています。水機構としても、ソフト対策としての予備排水の試行運用やナガエツルノゲイトウの駆除活動への協力を行うとともに、今後は排水機場の能力向上などのハード対策についても千葉県等と協働して検討することとしています。引き続き職員一丸となって印旛沼の水利用と内水排除、環境・水質保全等に万全を期していきたいと思います。

最後に、印旛沼土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様のご活躍、ご健勝を祈念申し上げます。

令和5年度 新規採用職員の紹介

＊令和5年4月1日付けで3名の新卒職員が採用されました。

総務課
深山（みやま）　知里（ちさと）

水土里整備課
薄衣（うすぎ）　春奈（はるな）

総務課
小宮山菜々（こみやまなな）

一日も早く仕事を覚え、組合員皆様の力となれるよう
一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

【先輩より一言】

・若さを十分に発揮し、失敗を恐れず、積極的かつ柔軟な発想をもって職務に励んでください。そして、将来を担うという自覚を持ち改良区の発展、組合員サービスの向上に貢献してください。
今後の活躍に期待しています。一緒に頑張りましょう。

こんな時は、土地改良区への届けが必要です。

◎ 組合員の資格変更について

- 組合員が亡くなられたり、住所や登録組合員名を変更する場合
- 農地の売買、貸し借り、贈与、交換等で変更があった場合
- 農業者年金を受ける等により経営移譲した場合

↓

土地改良区へ 組合員資格得喪通知書 の提出が必要

【組合員資格得喪通知書（様式）】

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記の土地について次のとおり組合員資格が得喪いたしましたので、土地改良法第43条第1項の規定により連署して届け出ます。

現 資 格 者　C□□□□□	新 資 格 者　C□□□□□
〒□□□－□□□□	〒□□□－□□□□
住　所	住　所
（フリガナ）	（フリガナ）
氏　名　㊞	氏　名　㊞
生年月日（M・T・S・H　年　月　日生）	生年月日（T・S・H・R　年　月　日生）
連絡先（　－　－　）　性別　男・女	連絡先（　－　－　）　性別　男・女
携帯電話（　－　－　）	携帯電話（　－　－　）

1. 資格得喪の原因及び時期

　1）原　因【 経営移譲 ・ 相 続 ・ 売 買 ・ 交 換 ・ 贈 与 ・ 賃借解除 ・ 賃借契約 ・ その他（　　）】

　2）時　期【 令 和　　年　　月　　日（予定）】

2. 資格得喪の対象たる土地

市　町	大　字	字	地　番	地目 登記簿	地目 用途	地積(㎡)	所有者（予定） 住　所	所有者（予定） 氏　名	支区・工区・管理区名	摘　要

農地転用される方へ

・土地改良区内の農地を農地以外に転用をする場合には改良区への「届出」が必要です。また、「地区除外決済金」が掛かります。
　「届出」とは、土地改良区域内の農地（田・畑）を農地以外のものに転用される場合に届出を必要とします。

・「地区除外決済金」とは、その農地に投資した土地改良資金の借入金の残額や、今後必要とされる維持管理費等を納めて頂くものです。
　農地が転用によって減少すると、残った農地に対する負担の過重が大きくなることから、農家負担の公平を図るため土地改良法第42条２項の規定により決済金を納めて頂くことになっています。

・また、市街化区域内の農地の転用や、公共事業用地として買収された場合においても同じく届出及び決済が必要になります。
　手続きしませんといつまでも、賦課され続けますのでご注意下さい！

【お問い合わせ先　印旛沼土地改良区　総務課　043-484-1155】

賦課金納入のお知らせ

令和５年度　経常費・維持管理費の賦課金単価

（単位：円／10a当）

賦課種別	単価	支区名	単価	支区名	単価
1. 経常費賦課金	3,950	⑥ 高崎川支区	4,600	⑪ 酒々井支区	5,500
2. 維持管理費賦課金	(支区別単価)	⑦ 埜原支区	3,500	⑫ 布鎌支区	3,500
① 八千代支区	4,200	⑧ 印旛沼北部支区	3,100	⑬ 鹿島川上流支区	6,500
② 佐倉西部支区	5,000	⑨ 佐倉北部支区	4,000	⑭ 印旛沼東部支区	3,800
③ 一本松用水支区	5,500	⑩ 中央支区	3,500		
④ 平戸支区	7,000	【備考】 ・本表は甲地区単価を掲載（乙地区は経常費1,316円） ・畑は経常賦課金・維持管理賦課金とも１/３			
⑤ 神崎川支区	4,000				

賦課金は納期までに納入下さい

◆3月29日に開催された通常総代会におきまして、本年度の賦課金及び徴収期日が下表のとおり確定いたしました。

賦課金は、皆さんの組織である土地改良区運営の根幹を成すもので、円滑な事業の実施に必要な財源であります。

別掲の賦課金納入状況のとおり、令和３年度賦課金（経常費・維持管理費）の収納率は、分区役員さんをはじめ組合員皆さまのご理解により９９％以上の徴収率となっております。

賦課金が納期内に納入されることにより、施設の維持管理ほか予算に基づく執行が可能となりますので、ご理解ご協力をいただき納入期限までの納入を宜しくお願いいたします。

令和５年度　賦課金の賦課期日及び納入期限、口座振替日

賦課種別	賦課期日	納入期限	口座振替日	付記
1. 経常費賦課金	令和5年4月28日	令和5年6月5日	令和5年6月5日	上記単価により地積割に賦課
2. 維持管理費賦課金				
3. 農林漁業資金等償還金	令和5年10月2日	令和5年11月6日	令和5年11月6日	農業基盤整備促進事業　大竹地区、葉崎地区
4. その他、特別賦課金	賦課徴収の必要が生じた場合は、総代会で定める。			

令和４年度より口座振替による賦課金の徴収がスタートしています！

★口座振替を申込まれた方は、令和5年6月5日に指定口座より振替ますので、残高不足にならぬよう前日までにご準備願います。

口座振替を申し込まれている組合員さんの通知書は👇こちら

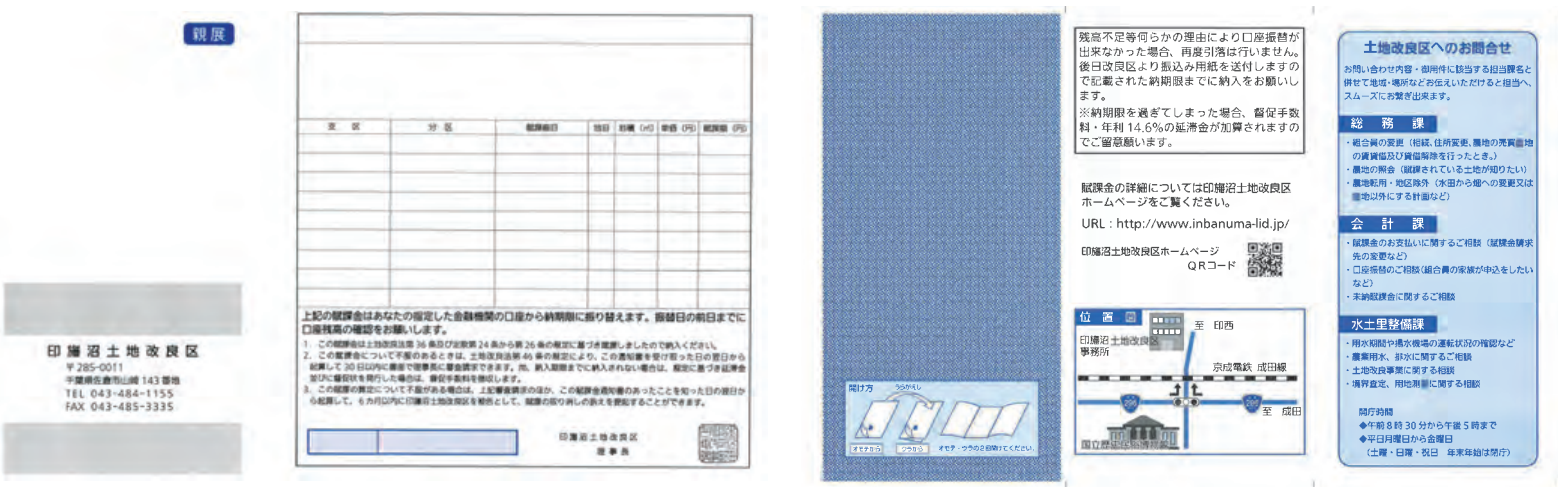

◆口座振替依頼書は印旛沼土地改良区HPよりダウンロード頂くか、総務課までお問い合わせください。随時、申込案内を送付致します。

令和３年度　一般会計と維持管理事業特別会計

賦課金はこのように使われました

○令和3年度における一般会計と維持管理事業会計の決算額を合わせ記しました。
※土地改良区の会計は、一般会計で維持管理事業特別会計（印旛沼土地改良区では　特別会計を設け執行）を展開することが一般的なため、このような記載をしております。また、一般会計内で利水・排水管理費及び利用調整など受益地共通の維持管理事業を執行しているため、施設管理にどの程度の資金が必要かを知るため収支とも性質により「事務費」「維持管理費」に分類し調製いたしました。

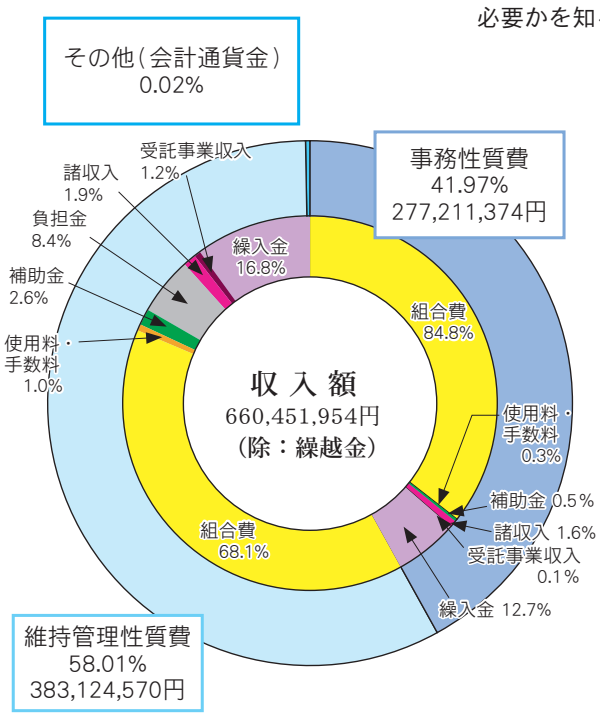

○総収入額　１，２２１，４２３，４５４円

事務性質費	308,945,082円
維持管理性質費	912,362,362円
会計通過金	116,010円

※上記に含まれる前年度繰越金の合計は
５６０，９７１，５００円

事務性質扱	31,733,708円
維持管理性質扱	529,237,792円

グラフ上の収入額
総収入額から、前年度繰越金を除し収入額とすれば660,451,954円となり、更に性質別に分類すれば以下となります。

事務性質費	277,211,374円
維持管理性質費	383,124,570円
会計通過金	116,010円

○総支出額（支出済額）
６３４，２５３，７００円

事務性質費	173,964,708円
維持管理性質費	460,172,982円
会計通過金	116,010円

※印旛沼土地改良区規約第42条に基づき翌年度の収入に編入される金額の合計は、
５８７，１６９，７５４円

事務性質扱	32,256,924円
維持管理性質扱	554,912,830円

（施設改修引当金を含む）

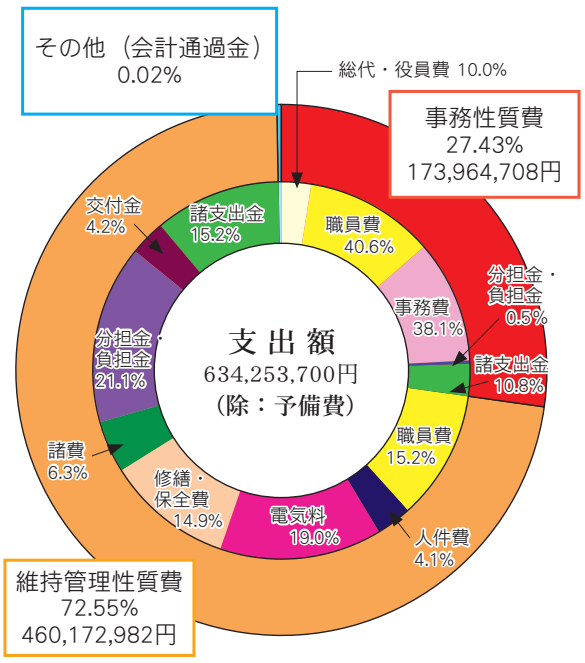

○　以上、収支決算の状況から、収入した額（除く繰越金）で考察すれば事務性質扱いで収入した277,211,374円に対し、その支出は173,964,708円で一方の維持管理性質扱いは、収入で383,124,570円、支出で460,172,982円となり不足が生じています。
　各々過不足にあっては、利水・排水管理及び利用調整など受益地共通の維持管理事業を「共通維持管理費」と称し、一般会計で執行することにより調製され相互補完することで成り立っています。

令和３年度　会計別決算の状況

（単位：円）

	会計名	収入	支出	繰越額
1	一般会計	337,900,030	305,643,106	305,643,106
2	維持管理支区特別会計	883,523,424	328,610,594	554,912,830
	小計	1,221,423,454	634,253,700	587,169,754
3	国営造成施設管理体制整備促進事業	28,150,000	28,150,000	0
4	団体営土地改良事業	7,700,000	7,700,000	0
5	維持管理適正化事業	1,572,000	1,572,000	0
6	維持管理費負担軽減対策事業	57,485,650	13,328,500	44,157,150
7	県管理他機場操作関係等	75,535,359	47,516,611	28,018,748
8	維持管理強化事業	185,105,379	3,812,800	181,292,579
9	多面的機能支払促進	0	0	0
10	農林漁業資金等借入償還金	6,247,580	6,247,580	0
11	環境保全対策調査事業	28,964,278	0	28,964,278
12	災害関連事業	16,698,036	0	16,698,036
13	その他諸事業特別会計	12,984,755	4,008,800	8,975,955
14	消費税納税引当金	7,694,983	4,184,851	3,510,132
15	地区除外・開発行為	50,381,199	24,913,491	25,467,708
16	備荒積立金等	4,709,144,808	87,771,375	4,621,373,433
	小計	5,187,664,027	229,206,008	4,958,458,019
17	基本財産	195,886,952	368,317	195,518,635
	合計	6,604,974,433	863,828,025	5,741,146,408

令和３年度　財産目録

（単位：円）

資産の部	6,008,124,195	負債の部	4,724,508,275
1.流動資産	5,749,272,188	1.長期負債	103,134,842
(1) 現金及び預金	924,254,340	(1) 農林漁業資金等	103,134,842
(2) 未収金	8,125,780	(2) 管内金融機関等	0
(3) 特定資産	4,621,373,433	(3) 国営事業負担金	0
(4) 基本財産	195,518,635		
2.固定資産	258,852,007	2.短期負債	4,621,373,433
(1) 土地（事務所用地）	37,400,000	(1) 前受金	0
(2) 建物・設備	177,848,524	(2) 未払金	0
(3) 機械・器具	16,327,025	(3) 見返り預金	4,621,373,433
(4) 備品	27,276,458		

令和５年度　一般会計収支予算について

〇新たな土地改良区会計基準に対応する為、令和４年度会計より事業会計、支区会計、積立金会計を一般会計に統合しました。
また、単式簿記による会計処理が令和４年度から複式簿記に移行し財務諸表の作成、公表が義務化されました。なお、財務諸表の公表は決算の議決、取りまとめを行い公表されます。

令和５年度　科目別予算状況

収入の部　　支出の部　　（単位：円）

科　　目	本年度予算額	科　　目	本年度予算額
土地改良事業収入	524, 829, 665	土地改良事業費支出	558, 716, 922
附帯事業収入	13, 520, 000	附帯事業費支出	1, 500, 000
基本財産運用収入	737, 200	一般管理費支出	177, 691, 000
特定資産運用収入	24, 260, 000	土地改良事業負担金支出	95, 301, 411
補助金等収入	42, 830, 000	借入金返済支出	6, 903, 666
交付金収入	0	固定資産取得支出	13, 050, 000
寄付金収入	0	支払換地清算金支出	0
業務受託料収入	48, 597, 140	基本財産積立支出	0
雑収入	2, 474, 000	特定資産積立支出	31, 169, 868
借入金収入	3, 150, 000	雑支出	20, 500, 000
基本財産取崩収入	737, 600	その他繰出金	208, 220, 130
特定資産取崩収入	119, 771, 065	繰越金	4, 774, 135, 203
固定資産売却収入	0	予備費	691, 152, 322
徴収換地精算金収入	0		
その他繰入金	118, 834, 913		
繰越金	5, 678, 598, 939		
計	6, 578, 340, 522	計	6, 578, 340, 522

令和３年度　賦課金の納入状況

（単位：円）

賦課金の種別		調定額	納入済額	徴収率	徴収未済額
1	経常賦課金	235, 981, 930	235, 134, 530	99. 64%	847, 400
2	維持管理費	261, 763, 290	260, 766, 410	99. 61%	996, 880
3	団体営事業借入償還金	6, 128, 110	6, 128, 110	100. 00%	0

田園環境クリーンアップ作戦

水土里ネット印旛沼ではこれまで水土里ネットが果してきた役割、機能をあらためて見直すとともに、農業の多面的機能を発揮し、農業の持続的発展と豊かで住みやすい農村の振興に向けた取り組みとして地域に期待される新たな役割を果す土地改良区へ**21世紀土地改良区創造運動**を展開しています。
その運動の一つが**田園環境クリーンアップ作戦**です。

この作戦とは？

不法投棄に対して水土里ネットが主体的に監視体制をつくり不法投棄の早期発見から対処までの活動を展開し、不法投棄を防止し美しい田園空間の維持保全を図ることがこの作戦の目的です。

活動内容

①各支区から監視員を選出し、地域の巡視を行う

②警告看板等の設置

③除草作業の拡充

④関係機関との連携

⑤啓発活動

低地排水路に設置されている啓発看板

田園環境クリーンアップ作戦

◎不法投棄防止に向けての水土里ネット印旛沼の取り組み

- ●水土里ネット職員による基幹施設の定期巡視
- ●不法投棄防止、監視記載の看板設置（安全管理費にて対応）
- ●地元組合員に対する農機具等の投棄禁止の啓蒙

◎不法投棄に対する水土里ネット印旛沼の体制

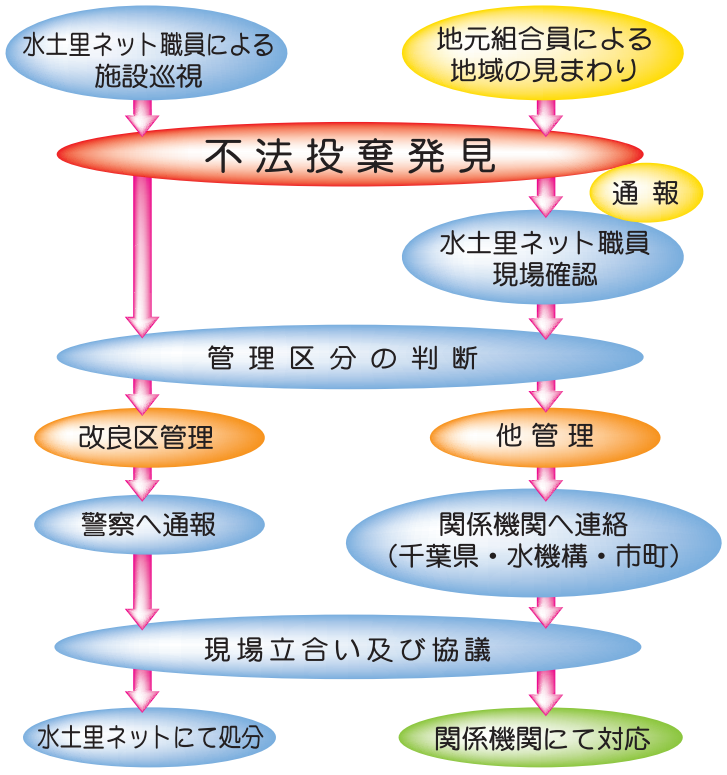

※処分費については安全管理費を充当

お願い

○　排水機場付近への不法投棄物も多く、排水不良はもとより排水機場の故障の原因にもなりかねません。

○　農家から不法投棄されたと思われます、畔シートやビニール等も多く目につきますので農家の方々には、注意をお願いいたします。

印旛沼地区農業農村整備事業推進協議会からのお知らせ

平成22年度に着手し13年を経過した国営かんがい排水事業「印旛沼二期地区」（国営流域水質保全機能増進事業）は埜原、一本松、吉高ブロックにおいて機場、水路工事のほか旧施設の撤去工事が実施されました。

引き続き令和５年度は埜原、一本松ブロックを中心に工事が予定されています。【令和５年度事業概要図参照】

関係組合員の皆様には工事中ご不便ご迷惑をお掛け致しますがご理解ご協力のほど宜しくお願いします。

事　業　概　要	
関係市町（4市2町）	成田市、佐倉市、八千代市、印西市、酒々井町及び栄町
受益面積	5,002ha（水田5,002ha）
事 業 費	44,040百万円
事業期間	平成22年度～令和6年度（予定）
主要工事計画	揚水機場3ヶ所、用排水機場3ヶ所 用水路52.9km、排水路1.1km

令和５年度　事業概要図

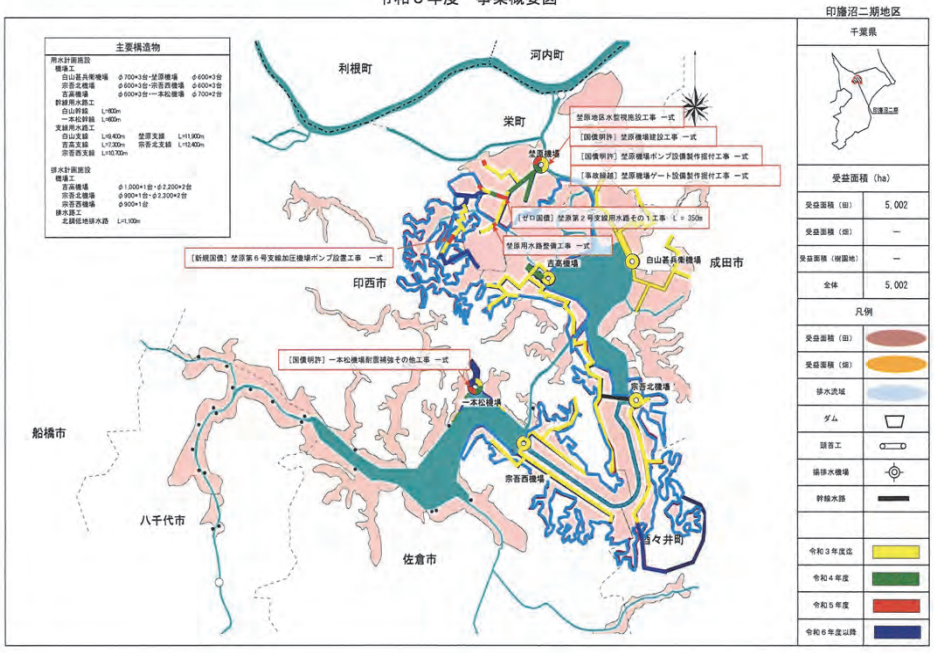

ドローンで見る建設現場

写真提供：印旛沼二期農業水利事業所

国営印旛沼二期地区　計画変更　～来春（R6年）同意徴集予定～

総事業費332億円でスタートした国営印旛沼二期地区は機場建設工事に係る軟弱地盤対策や用水路工事の路線変更などにより事業費が増高したことに加え、地域の新たな課題となっている特定外来生物「ﾅｶﾞｴﾂﾙﾉｹﾞｲﾄｳ」の対策など必要なメニューを確実に実施するための予算確保のため計画変更を行うこととなり、本協議会においても臨時総会を開催し関係機関の了承を頂いたところであります。

今後は関係する支区役員会で計画変更の説明を行い、秋頃には関係組合員（三条資格者）の皆様へリーフレットを送付し来春に同意徴集を予定しています。

今回の計画変更に向け皆様のご理解とご協力の程よろしくお願いします。

※なお、総事業費の増高による農家負担の増は予定しておりません。

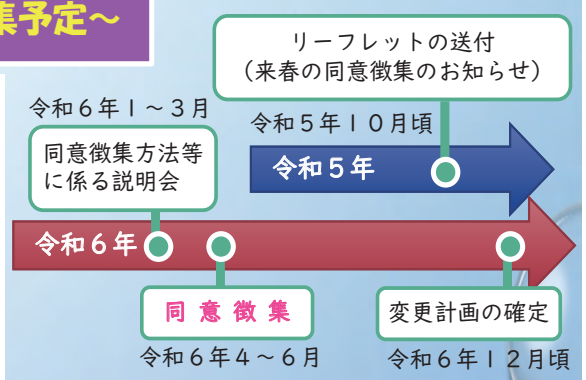

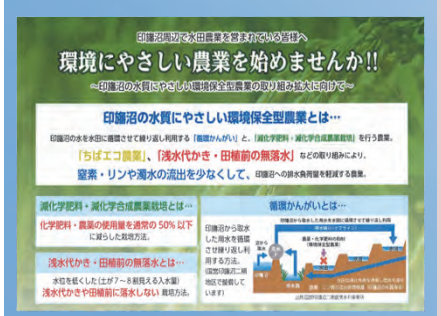

国営印旛沼二期地区では、印旛沼の水質保全につながる循環かんがい施設を整備するとともに、環境にやさしい農業を推進しています。

水田へ投入する化学肥料や化学合成農薬の量を減らしたり、浅水代かきなどにより濁水の流出を抑えたりすることで、環境負荷が軽減されます。

印旛沼の水質を守るため、環境に配慮した農業に取り組んでみませんか。

くわしくは印旛沼二期地区地域用水対策協議会ホームページへ。

農業用水は限りある資源
「印旛沼」にやさしい農業
～地域で守ろう恵みの水～

「印旛沼二期地区」地域用水対策協議会

【水利使用】について　取水期間は4月11日～8月31日

印旛沼地区では４月より用水供給が開始されますが、国土交通省が許可する河川「印旛沼」より取水する水利使用規則には、取水期間と水量が定められています。

本地区のかんがい（農業用水）を目的とした取水口は印旛沼周辺に31箇所あり各取水口の取水量の測定は毎日行い河川管理者に報告しなければなりません。

また、超過取水や期間外取水などは水利権の取り消しなど厳しい措置が講じられます。

電気料金も大変高騰しています。適正な取水管理は節電にもつながります。維持管理費軽減のため節水やポンプの運転時間の短縮などにご協力をお願いします。

令和４年度　土地改良事業の概要

１．国営・県営・団体営・非補助事業

（事務費除き　単位：千円）

事業名	地区名（関係支区名）	工期	全体 事業量	全体 事業費	令和４年度事業 事業量	令和４年度事業 事業費	令和５年度事業（予定） 事業量	令和５年度事業（予定） 事業費	備考（負担割合）
国営かんがい排水事業	印旛沼二期地区 成田市、佐倉市 八千代市、印西市 酒々井町、栄町	H22 ～ R6 (R9)	揚水機場　N=3箇所 用排水機場　N=3箇所 用水路　L= 52.9km 排水路　L= 1.1km 受益面積　A=5,002ha	44,040,000	埜原機場工事 埜原幹線・支線用水路工事 一本松機場工事 一本松師戸用水管工事 北調低地排水路工事 白山支線用水路管充填その他工事 調査測量設計一式	2,692,000	埜原機場工事 埜原幹線・支線用水路工事 一本松機場工事 調査測量設計一式	2,172,000	国66.6%、県25%、 地元8.4% （地元負担の内訳） 用水：関係市町6.0%、農家2.4% 排水：関係市町8.4%、農家0%
県営農業競争力強化基盤整備事業	埜原 （埜原）	H27 ～ R8	排水機場　N=1箇所 排水路工　L=2,425m	1,792,600	埜原機場工事	272,353	埜原機場工事 調査測量設計一式	146,547	国50%、県25%、 市25%
県営湛水防除事業	印旛沼３期 （公津）	H27 ～ R6	導水路護岸工　L=2,780m	2,134,998	導水路護岸工事 調査測量設計一式	81,149	導水路護岸工事 調査測量設計一式	262,400	国50%、県45%、 市町5%
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	弥富川 （鹿島川上流）	H28 ～ R6	排水路護岸工　L=1,450m	544,350	排水路護岸工事 調査測量設計一式	100,396	排水路護岸工事 調査測量設計一式	88,150	国50%、県25%、 市25%
国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型） [令和３年度より強化支援費は、水利施設管理強化事業へ移行]	印旛沼	【第１期】 H12～H16 【第２期】 H17～H21 【第３期】 H22～H29 【第４期】 H30～R4 【第５期】 R5～R9	【第１・２期】 電力料・整備補修費他一式・安全管理 【第３期】 電気料・整備補修費他一式・安全管理 【第４期】 電気料・整備補修費他一式 【第５期】 電気料・整備補修費他一式	【第１期】 180,430 【第２期】 186,300 【第３期】 231,607 【第４期】 140,750 【第５期】 139,500	【第４期】 電力料、整備補修費他一式 計画書変更業務一式 推進活動業務一式	28,150	【第５期】 電力料、整備補修費他一式	27,900	【補助金】 農業外効果にかかる補助金 全体経費のの37.5%以内 国50%、市町50%
県営農地中間管理事業関連農地整備事業	酒直南部 （安食）	R5 ～ R12	区画整理　A=66.4ha 暗渠排水　A=62.0ha	1,245,000			調査測量設計一式	25,830	国62.5%、県30%、 市7.5%

多面的機能支払交付金制度実施状況

○平成27年度から「法に基づく制度」として実施された「多面的機能支払交付金制度」について、既に農地水保全管理交付金制度から実施している地区も含め、改良区管内で多数の地区で実施されております。

○改良区では新規地区を対象に、交付金が交付されるまでの期間１地区当たり１５万円を目安に（総額１５０万円）無利子で貸付け、活動組織が交付金受領後に償還いただくよう、予算計上されています。

用排水施設の安全対策について

４月から８月まで農業用水期となり、半年以上休止していた用水機場が一斉に稼働し始めます。これまで水が流れていなかった用排水路や堰などでは、水の量や勢いが増してきます。

大雨時に農家の方々が見廻り作業する場合も注意いただきたいところですが、特に子供が水に親しむ季節となり興味を引く場所となります。

改良区では基幹施設保全管理業務として、管内小中学校の児童生徒に向け安全啓発用の物資を作製し配布しています。

夏休みに入ると水路等での事故が毎年報道されます。

付近で遊んでいたり、危険な場所で釣りなどしている子供たちを見かけたら、注意を促してあげて下さい。